

## 相部屋料の自己負担化に批判

### 介護施設巡り 厚労省案 年末まで検討

介護保険制度の介護老人保健施設（老健）の一部や介護医療院の相部屋の室料について、厚生労働省は4月、低所得者以外の利用者に自己負担を求める見直し案を示した。2015年8月から自己負担化された特別養護老人ホーム（特養）の室料（月約1万5千円）より安く設定する方向だが、反対意見が続出。年末まで検討を続ける。

自己負担化は、社会保障審議会（厚労相の諮問機

月約1万5千円より安く設定する方向で検討する。

見直し案に対し、委員からは賛成意見の一方、「相部屋はカーテンで区切られているだけで、生活の場として十分でない」など反対も多かった。（関根慎一）

（関）の分科会で示された。対象は介護医療院（低所得者を除く利用者は約1万8千人）と、在宅への復帰を支援する介護老人保健施設のうち「療養型」（同2千人）、「その他型」（同2千人）。施設で「なくなる利用者の割合が特養と同程度で、厚労省は「事実上の生活の場として選択されている」と説明した。ただ、介護医療院や老健は特養よりも「居室の面積が狭い」（同省）ため、負担額は特養の室料